

平成二十五年六月二十一日提出
質問第一一五号

我が国の国土を保全するための土地取得の規制強化に関する質問主意書

提出者 河野正美

我が国の国土を保全するための土地取得の規制強化に関する質問主意書

我が国は、豊かな森と清らかな水に恵まれ、古来より豊かな土地から、多彩な農産物を生産・収穫してきた。先人から受け継いできた豊かな国土を、次世代に残していくことは、今を生きる私たちの世代に課された責務である。

土地の所有者は、民法により、法令の制限の範囲内で、自由に使用し、処分することができる。しかし最近では、地域の住民が水源としている森林や、国境に位置する島嶼、自衛隊等の防衛施設周辺の土地が、外国人等の地域と関係のない者に売却されたり、売買後の所有者が確認できなくなったりする例も見られる。このことは、私たちの暮らしや国家の安全保障をも脅かすことであり、その影響を軽視することはできない。私たちの生活を支える豊かな国土をこれからも受け継いでいくためには、土地の使用や取得に関して、規制を強化する必要があると考える。

そこで、以下質問する。

- 一 我が国において、外国人の土地所有を規制する法令は存在するか。
- 二 大正十四年に制定された外国人土地法では、政令で外国人の土地取得等を制限することができることと定め

られている。現行憲法下で、この条文を適用し、外国人の土地取得等を規制することは可能かどうかについて、見解を示されたい。

三 今年三月二十七日に開会された参議院財政金融委員会において、中山恭子委員が、外国人の土地購入の実態調査を行なっているか、と質問したところ、安倍晋三内閣総理大臣は、「調査を行なっております」と答弁している。そこで、その調査の進捗状況と結果を示されたい。

四 私たちの生活を支える豊かな国土を次世代に引き継ぐためには、土地の使用や取得に関する現在の規制は不十分であり、強化する必要があると考えるが、安倍内閣としての見解を示されたい。また特に、水源地や水源を涵養する森林、国境の島嶼、防衛施設周辺の土地の取引について、現在の規制を強化する考えはないか。見解を示されたい。

右質問する。